

日理協 22 第 215 号
日作協発第 88 号
日言協第 22-17 号
平成 22 年 6 月 28 日

厚生労働省医政局
医事課長 杉野 剛 様

社団法人日本理学療法士協会
会長 半田 一 登



社団法人日本作業療法士協会
会長 中村 春 基



一般社団法人日本言語聴覚士協会
会長 深浦 順 一



チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループの検討内容に対する要望

謹啓

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は日本理学療法士協会、日本作業療法士協会、日本言語聴覚士協会の運営にご指導、ご鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 22 年 6 月 14 日に開催された「チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ」の内容を拝見しますと、看護師の業務範囲の拡大や特定看護師（仮称）が実施する「特定の医行為」の範囲の決定に当って、看護業務に関する実態調査の実施が予定されています。

調査の対象となる医行為の項目を見ますと、「9 その他」の中に、「リハビリテーション（嚥下、呼吸、運動機能アップ等）の必要性の判断、依頼」、「理学療法士、健康運動指導士への運動指導依頼」、「整形外科領域の補助具の決定、注文」が含まれています。

これらを調査の項目に加えることは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の専門性を否定するばかりではなく、国家資格を持つ職種の成り立ちを無視するものです。万が一、検討が進み、権限が看護師に委譲された場合、医療における安心、安全なリハビリテーションを受ける国民の権利を侵害する虞があると同時に、チーム医療の円滑な推進そのものを阻むことにもなり、まったく容認できるものではありません。つきましては下記の通り要望いたします。ご検討の程、お願い申し上げます。

謹白

記

1. 医師、看護師の他に調査対象として関連職種を加えること
2. 調査とは別に関連団体から十分な意見聴取を行うこと

以上